

環創環評第 504 号  
令和 3 年 12 月 17 日

日本郵船株式会社  
代表取締役社長 長澤 仁志 様  
三菱地所株式会社  
執行役社長 吉田 淳一 様

横浜市長 山 中 竹 春

(仮称) 横浜市中区海岸通計画に係る第 2 分類事業の判定について(通知)

令和 3 年 9 月 10 日に横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定により届出のありました第 2 分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を条例施行規則第 15 条第 1 項の規定に基づいて判断した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

担当 環境創造局環境影響評価課  
川上、荒原、山崎  
電話：045-671-2495  
FAX：045-663-7831